

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、中国地方整備局では委託した港湾施設の管理状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

平成23年度以降、令和8年3月末日までの間に中国地方整備局で実施した監査の結果、以下のとおり、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況を公表します。

なお、是正を要する事項については、今後とも、管理の適正化を図る観点から可能な限り早期に処理するべく努めて参ります。

令和8年6月24日

(別 添)

○港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先
082-511-3904
082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和7年度 実地監査分	田後港	鳥取県	第4防波堤	当局への事前協議なく、当該施設に接する外郭施設（防波堤）が設置され原状変更されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度処理予定 ※令和7年度指摘事項
			第6防波堤	当局への事前協議なく、当該施設に接する外郭施設（防波堤）が設置され原状変更されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度処理予定 ※令和7年度指摘事項
	宇野港	岡山県	日比地区～10m岸壁	はしご本体に欠損が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を要する。	未処理：令和8年度中復旧予定 ※コーン等による立入禁止措置済み ※令和7年度指摘事項
	呉港	呉市	宝町埠頭-4.5m岸壁（その2）	当局への事前協議なく、施設上に給油設備が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成29年度、令和3年度、令和7年度 指摘事項
			荷さばき地	施設の一部が本来の用途と異なる利用がされている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成29年度、令和3年度、令和7年度 指摘事項
			待合所敷	待合所用地として管理委託しているが、待合所以外の目的で利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※令和7年度指摘事項
			宝町岸壁	施設の本来用途と異なった利用がされている。 当局への事前協議なく、施設の一部に旅客待合所及びフェンスが設置され、さらに特定の者の事務室等として利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成29年度、令和3年度、令和7年度 指摘事項
			宝町船揚場	施設本体の損傷が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに今後の対応を検討する。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※令和4年度よりフェンス等による立入禁止措置済み ※平成29年度、令和3年度、令和7年度 指摘事項
			市営倉庫前棧橋	施設本体の損傷が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに今後の対応を検討する。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※令和2年度より立入禁止防止柵を設置し立入禁止措置済み ※令和3年度、令和7年度指摘事項

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先
082-511-3904
082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和6年度 実地監査分	浜田港	島根県	荷捌地敷	荷捌きの用途に關係ない建物が建設されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成26年度、令和元年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
	水島港	岡山県	物揚場敷	民間企業所有の施設が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成30年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			荷さばき地	民間企業所有の施設が設置されている。 コンテナが設置され簡易倉庫として利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成30年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			臨港道路敷	施設の一部が駐車場として使用されている。 施設上に車庫等が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、平成30年度、令和2年 度、令和6年度指摘事項（継続中）
			物揚場（-2.6m）	民間企業所有の施設が設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、平成30年度、令和2年 度、令和6年度指摘事項（継続中）
	呉港	呉市	広地区-4.5m岸壁	民間所有のクレーンが継続的に存置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			広地区荷さばき地	施設上に建築物やコンテナ等が設置されている。 施設の一部が駐車場として使用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			広地区荷さばき地道路	危険な段差、陥没、ひび割れ等がある。	施設利用者への安全対策を講じるとともに今 後の対応について検討を行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※令和7年にアスファルトで段差を埋めた ことにより、当面の安全対策は措置済み ※令和2年度、令和6年度指摘事項（継続 中）
			多賀谷町南護岸	護岸前面が埋め立てられており、護岸としての機能が損なわれている。 施設内に用途と関係ないフェンスが設置されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			寿船だまり護岸	護岸が物揚場等として使用されている。 多数の小型船等が護岸に係船環を無断で設置し係船している。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。 放置艇対策を引き続き行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			寿町物揚場	民間企業の棧橋の足場が設置されているが、施設本体の劣化で崩壊の危険があ る。 大規模なひび割れや損傷がある。	施設利用者へ注意喚起を行うとともに、公共 性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
			寿町荷さばき地	施設の一部が駐車場として使用されている。 周辺に係留施設がないことから荷さばき地としての機能を有していない。 民間企業の棧橋の足場が設置されているが、施設本体の劣化で崩壊の危険があ る。	施設利用者へ注意喚起を行うとともに、公共 性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成28年度、令和2年度、令和6年度 指摘事項（継続中）
	岩国港	山口県	装束地区荷さばき地	倉庫や上屋が設置されていたり駐車場として利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成31年3月一部手続き実施（仮施設 設置にかかる所要手続き） ※平成27年度、平成30年度、令和3年 度、令和6年度指摘事項（継続中）
			装束地区臨港道路敷	倉庫や上屋が設置されていたり駐車場として利用されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和8年度以降処理予定 ※平成31年3月一部手続き実施（仮施設 設置にかかる所要手続き） ※平成27年度、平成30年度、令和3年 度、令和6年度指摘事項（継続中）

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（中国地方整備局）

問合せ先
港湾空港部 港湾管理課
港湾空港部 港湾事業企画課

連絡先
082-511-3904
082-511-3906

監査年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和５年度 実地監査分	広島港	広島県	臨港道路	舗装にひび割れがある。	施設利用者への注意喚起を行うとともに、必要に応じて補修を行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※平成２７年度、令和元年度、令和５年度 指摘事項（継続中）
			西防波堤	施設内に無断で係留施設が設置されている。	係留施設の撤去等必要な措置を行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※平成２３年度、平成２７年度、令和元年度、令和５年度 指摘事項（継続中）
			第４岸壁	上部工に係船岸の性能を損なうような損傷がある。	直轄施行により改良を行っているため、事業完了次第現地の確認等を行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※平成２３年度、平成２７年度、令和元年度、令和５年度 指摘事項（継続中）
			廿日市地区けい船杭	防舷材本体に変形が見られる。 はしごに欠損、腐食が見られる。 上部工に係船岸の性能を損なうような損傷がある。	施設利用者への注意喚起を行うとともに今後の利用計画等の検討を行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※平成２７年度、令和５年度 指摘事項（継続中）
令和４年度 実地監査分	水島港	岡山県	荷さばき地	施設上に建物等が設置されている。 施設上に砂が長期間保管されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※平成２８年度、平成３０年度、令和２年度、令和４年度 指摘事項（継続中）
	宇部港	山口県	第二突堤東側物揚場	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正
			第二突堤東側岸壁	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正
			第二突堤西側岸壁	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正
			第二突堤西側物揚場	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正
			第二突堤南側物揚場	エプロンの一部に破損箇所がある。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※平成２９年度より立入防止のバリケードを設置し、当面の安全対策は措置済み ※平成２８年度、令和元年度、令和４年度 指摘事項（継続中）
			第二突堤荷さばき地	現状が異なる用途で管理されている。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正
			本港地区芝中岸壁（～7.5m）	防舷材本体の欠損が見られる。	施設利用者への注意喚起を行うとともに、必要に応じて補修を行う。	未処理：令和８年度以降処理予定 ※令和元年度、令和４年度 指摘事項（継続中）
令和３年度 実地監査分	呉港	呉市	宝町岸壁	防舷材本体の欠損が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。 公共性及び必要性の確認を行い、管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正
			宝町A護岸	護岸水叩き部に一部陥没が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	令和７年度処理済により是正
			宝町B護岸	護岸水叩き部に一部陥没が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	令和７年度処理済により是正
			宝町C護岸	護岸水叩き部に一部陥没が見られる。	施設利用者への安全対策を講じるとともに補修を行う。	令和７年度処理済により是正
令和２年度 実地監査分	田後港	鳥取県	船揚場敷	船揚場敷の一部が原状変更（物揚場形状）されており、船揚場敷の背後には、港湾施設本来の用途以外で使用する上屋設置を承認し、使用料を徴収している。	公共性及び必要性の確認を行い、 管理委託契約に基づく手続きを行う。	令和７年度処理済により是正